

昨年、日EU・EPAについては、平成25年4月から交渉を開始し、我が国の農林水産業の再生産を確保するため、センシティブティに十分配慮し、4年以上に及び粘り強く交渉に取り組み、昨年12月8日に交渉が妥結しました。

【日EU・EPA】

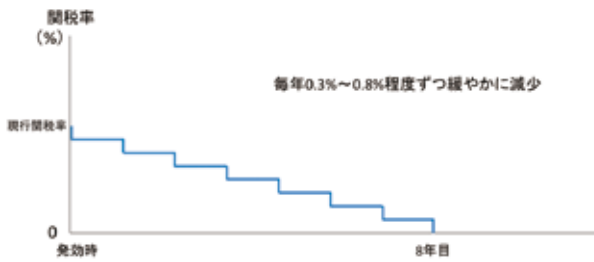
まず、日EU・EPAについては、平成25年4月から交渉を開始し、我が国の農林水産業の再生産を確保するため、センシティブティに十分配慮し、4年以上に及び粘り強く交渉に取り組み、昨年12月8日に交渉が妥結しました。

林産物の交渉に当たっては、EUからの輸入額が大きいSPF製材、構造用集成材、パーティクルボード・OSB、CLTを含むその他建築用木工品などの10品目が、EU側の関心の高い主要品目として厳しい交渉が行われました。

日EU・EPAにおける林産物交渉の結果

EUからの輸入

●構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目について、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保（7年の段階的削減を経て8年目に撤廃）。



主な現行関税率：5%～6%（パーティクルボード、OSB）、4.8%（SPF製材）、3.9%（構造用集成材）

主な林産物10品目について

品目	イメージ	主な用途	関税率	EUからの輸入額（億円）2012-14平均
SPF製材（トウヒ、マツ、モミ）		住宅資材（集成材原料ラミナ）	4.8	880
構造用集成材		住宅用構造材（柱、梁等）、大規模建築物への利用も可能	3.9	309
パーティクルボード・OSB		家具用（組立家具、キャビネット等）、建築用（屋根、床や壁などの下地材等）	5.0～6.0	86
加工木材		床材、壁面など	3.6～5.0	27
くいとびはり		建築物の柱及び梁	3.9	18
その他建築用木工品（CLTを含む）		柱、梁、桁など、構造物の耐力部材（CLTは大規模建築物の床や壁など）	3.9	17
たる・おけ		樽など	2.2	11
造作用集成材		階段、壁面、カウンター、床材など	6.0	9
針葉樹合板		建築用（屋根、床や壁などの下地材等）	6.0	4
広葉樹合板		家具用（組立家具、キャビネット等）	6.0	3
計			2.2～6.0	1,362

中でも、EUが強い関心を有する構造用集成材とパーティクルボードについては、即時撤廃の回避に向けた交渉を行うとともに、製品としての構造用集成材と構造用集成材の原料となるSPF製材などの品目で、製品と原料の扱いが同じとなるように交渉を行いました。

その結果、輸入に関しては、関税撤廃するものの、構造用集成材、SPF製材等の10品目については、2.2～6.0%の現行関税の即時撤廃を回避し、7年の段階的削減を経て、8年目に撤廃することとなりました。

輸出に関しては、EUでは製材で無税、2.5%、合板等で6～10%、木製品で無税、4%の関税がかけられていますが、交渉の結果、これらの関税は、全て即時撤廃することとなりました。

EUへの輸出

個別品目の交渉結果

個別品目	現行関税率	合意内容
製材	無税～2.5%	即時撤廃
合板等	6%～10%	即時撤廃
木製品（小像、食器、建具等）	無税～4%	即時撤廃

近年の輸出額（百万円）

	2014	2015	2016	主な輸出先
木材・木材製品	590	577	528	英国、オランダ、ドイツ、フランス
主な品目	丸太	-	0.5	フランス、ドイツ
	製材	9	14	ドイツ、フランス、イタリア
	合板等	89	5	英国、ベルギー、フランス
	木製品（小像、食器、建具等）	455	510	503

【TPP11】

「環太平洋パートナーシップ協定」（TPP協定）については、我が国と豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの12か国で、平成28年2月4日に署名が行われました。その後、米国が離脱を宣言し、それに対して、米国以外の11か国は、TPP協定の早期発効を追求するための議論を重ねてきました。平成29年11月11日、ベトナム・ダナンで開催された閣僚会合において「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」（TPP11協定）について大筋合意に達したことが公表されました。このTPP11は、知的財産関連など一部の規定を凍結したものの、関税の撤廃・削減等を規定する物品の市場アクセス等については、TPPの内容を維持したものとされています。